



また、この事件に関し、情報開示、不服申し立てを行いました。ほとんど情報が開示されませんでした。

古賀市職員懲戒等審査委員会実施報告書以外の委員に配布又は閲覧させた事案資料や懲戒処分の対象事案に関する聴取書及び報告書など情報開示可能と思われる資料が他に存在しないのか監査を要望いたします。

- ②西鉄宮地岳線跡地の活用について、2019年2月から「合意のとれた行政区から工事を始める」方針であり、古賀市は「住民との合意を得て、詳細設計・着工へと進んだ」と繰り返し説明してきたが、合意文書がない。市長が令和5年古賀市議会第4回定例会において存在すると回答したが、情報開示請求に一旦文書不存在と回答する等、対応が杜撰で古賀市情報開示条例に反する。

近隣住民の道路工事への反対意見は多く、合意の根拠が不明確であり、古賀市まちづくり基本条例第9条の情報共有、11条の共働に反しており、適正な手順で工事が着工されたのか監査を要望いたします。

また古賀南区の道路工事に関し、令和6年10月1日に住民が審査請求を提出したが、裁決が出るまでの期間も工事が継続され、この対応も適切であったのか監査を要望いたします。

- ③快生館のワークスペース事業の収支について、令和6年8月7日に情報開示請求を行ったところ、2024年度分を含めて、売上、経費を抽出した結果、約2億円の赤字という結果でした。

しかし、令和6年古賀市議会第3回定例会の秋吉市議の一般質問では2024年までの予算を含め、約3.7億円の赤字という説明がありました。

情報開示請求が正しく開示されたのか、経費の詳細、また雇用創生と言いながら、運営委託会社が古賀市の会社ではないため、適正に選定されたのか監査を要望いたします。